

非常災害時の措置について（通知）

【臨時休業措置の措置基準】

午前 7 時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害が発生した場合、学校園は臨時休業となります。

また、午前 7 時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる様態及び災害が発生した場合についても同様に臨時休業となります。

- ア 大阪市において「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合。
- イ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル 3（高齢者等は避難）、警戒レベル 4（全員避難）の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度 5 弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された気象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が非常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。